

入札契約制度改革

予定価格の公表時期

Q：予定価格の事後公表は、財務局が発注するような比較的大規模な工事案件とし、中小契約案件は、予定価格を事前公表に戻すべき。

A：特に中小企業においては、積算の事務負担の増大で、都の入札への参加意欲が減退しており、事前公表に戻してほしいとの意見も寄せられている。今後、入札監視委員会での検証を進め、いただいた提案の内容をしっかりと受け止めながら、より良い制度の構築に向けて取り組んでいく。

一者入札中止の撤廃

Q：円滑な事業執行と発現効果を速やかに発揮させるために、一者入札の中止を撤廃すべき。

A：業界団体との意見交換では、事業者の準備が無になることや、都の事業執行の遅れを懸念する声が多く寄せられた。入札契約制度改革の実施方針では、特別な事情がある場合に一者入札を認めることも必要としており、今後の取扱いについて検討していく。

住宅政策

Q：住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、貸主等への支援を強化すべき。

A：都は来年度から、区市町村が貸主等に対して行う補助の2分の1を助成する。加えて、高齢者や障害者の専用住宅を改修する場合に、都独自に補助を上乗せし、貸主が負担する費用をさらに半減する。



一般質問

青少年の相談環境の整備

Q：SNSを活用し、子供や若者の実情を踏まえた自殺対策・相談受付を開始すべき。

A：3月下旬にはSNS（LINE）を活用した若者向けの自殺相談を実施する予定。こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」については、多くの青少年がLINEを利用している実態を踏まえ、来年度、新学期と夏休みにかけて、LINEを活用した相談を試行的に実施する。

若年被害女性への支援

Q：民間団体などの専門機関とも連携し、若年被害女性に寄り添い、適切な支援につなぐ仕組みが必要と考えるが。

A：来年度、モデル事業として、支援のノウハウを持つ民間団体と連携し、SNSによる相談、性犯罪被害防止のための夜間の見回り・声掛け、一時的な居場所の提供等を行う。また、警察や福祉事務所など関係機関との連携会議を設置し、適切な関係機関につなぐ仕組み作りを進めていく。